「竹島に関する学習」の推進状況 ~平成25年度の取組及び実施状況~

島根県教育庁教育指導課 伊藤尚史

1 はじめに

島根県教育委員会は、「竹島に関する学習を通して目指す子どもたちの姿」と「子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等」を明らかにし、小学校・中学校・高等学校の発達の段階に応じた竹島に関する学習を推進している。そのため、日本と韓国の真の友好関係を築くため、竹島問題の平和的な解決が必要であるとの認識をもち、竹島に関する学習を積極的に推進しようとする姿勢を指導者に求めている。

本稿では平成25年度の島根県教育委員会の竹島に関する学習についての主な取組について報告するとともに、すべての公立の小学校・中学校・高等学校を対象に行った平成25年度の竹島に関する学習の実施状況調査をもとに今後の課題について考察する。

なお、本稿に記載されている義務教育課と高校教育課については、平成26年度より教育指導課と学校企画課とに組織改編されている。

2 平成25年度における島根県教育委員会の主な取組

(1)研修の充実

①初任者研修における講義(平成25年5月14日・5月15日)

全ての新任教員を対象として、島根県の教職員として理解を深めてほしい竹島に関することについて「島根の教育で大切にしたい竹島」というタイトルで義務教育課の指導主事が講義を行った。竹島及び竹島問題についての概要、島根の教育で竹島を扱う背景、竹島に関する学習の現状と留意点について説明した。

②教職経験11年目研修における講義(平成25年4月22日・4月24日)

10年の経験を踏まえた全ての教職員を対象として、「島根の教育で大切にしたい竹島」というタイトルで義務教育課の指導主事が講義を行った。竹島及び竹島問題についての概要、島根の教育で竹島を扱う背景、竹島が我が国固有の領土である根拠、竹島に関する学習の現状と留意点について説明した。

③指導主事・社会教育主事会における講義(平成26年1月16日)

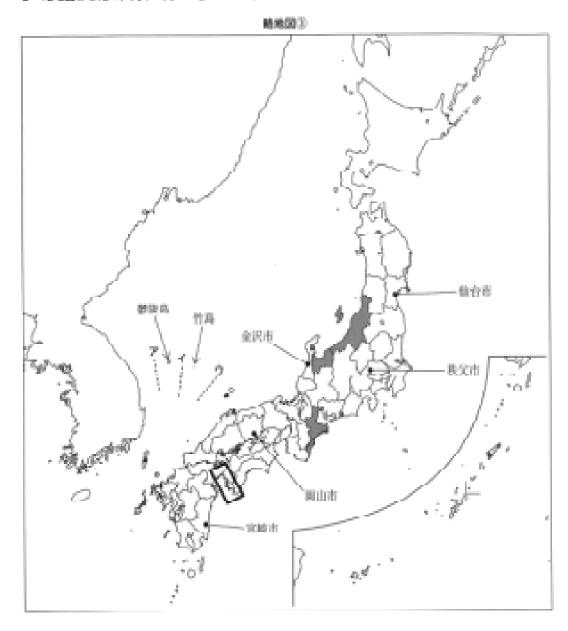
島根県内の5つの教育事務所及び教育センターに所属する指導主事・社会教育主事を対象として、「領土・主権教育の在り方について」というタイトルで義務教育課の指導主事が講義を行った。竹島に関する学習の実施状況、竹島に関する学習の一層の充実を図るために必要なこと、学校を訪問して指導・助言する際の留意点について説明した。

(2) 平成26年度島根県公立高等学校入学者選抜での出題

中学校での竹島に関する学習の成果をみるため、平成26年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査で竹島について出題した。竹島について出題するのは初めてであったが、正答率は93.3%で、中学校での竹島に関する学習について一定の成果がみられる結果であった。

なお、学力検査実施後に問題内容等について調査したところ、中学校側、高校側双 方から「竹島に関する問題を引き続き出題してほしい」という意見が寄せられた。

p 略種関係を見て、間も一間10に禁えからい。



間6 特息は日本国有の領土であるが、現在は韓国が不決に占領している。日本が主導している、日本と 韓国の課金的経済水域の境界線として最も適当なものも、職種関係中のアーウから一つ運んで記号で 替えなさい。

(3) その他の取組

①第4回「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールの開催

「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールは、島根県の中学生が、 竹島や北方四島の歴史と現実に関心をもち、そこに存在する領土問題を正しく理解 し、竹島・北方領土問題に関心を高めることを目的に、島根県、島根県教育委員会、 竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、島根県竹島・北方領土問題教育者会議 の主催により2010年度から開催されている。

2013年度の第4回コンクールには、島根県内の14の中学校から1000点を超える作品が応募されたが、いずれの作品からも、子どもたちが竹島問題の解決を図ろうとする意欲や竹島問題を解決するための自分なりの意見を持っていることがうかがえた。

入賞作品は作文集にまとめ、県内各中学校に配付するとともに、パネルに加工して竹島資料室で展示した。

②『高等学校・特別支援学校における竹島学習のあり方について』の活用推進

平成24年7月に高校教育課は、第2期島根県竹島問題研究会の「高校における竹島学習」のあり方検討会が作成した『高等学校・特別支援学校高等部における「竹島学習」のあり方について』を、すべての公立の高等学校及び特別支援学校に配付した。

平成25年度には県立高等学校を訪問指導する機会を利用して各校の管理職等に直接 お願いをして、活用促進を図った。以下は年度末に実施した活用状況調査の結果である。

ア 『高等学校・特別支援学校における竹島学習のあり方について』の活用状況 島根県内の公立の高等学校・特別支援学校 52校 / 52校 (活用率100.0%)

イ 活用例

高等学校

- ○竹島の日の週に実施された総合的な学習の時間やホームルーム活動で、「ホームルーム活動(高等学校)」の学習指導案が活用された。
- ○竹島の日の週の朝礼・終礼の時間に配付された学校独自の学習資料を作成する際 に活用された。
- ○世界史Aの「明治維新と東アジア」の単元で、「地理歴史科 世界史A・B」の学習指導案が活用された。
- ○世界史Bの「多発する地域紛争とあらたなる国際協力の模索」の単元で、「地理歴 史科 世界史A・B」の学習指導案が活用された。
- ○地理Aの「日本の領土問題」の単元で、「地理歴史科 地理A・地理B」の学習指 導案が活用された。
- ○地理Bの「韓国の研究」の単元で、掲載されている資料が活用された。
- ○現代社会の「国際法と主権国家」の単元で、「公民科 現代社会または政治・経済」

の学習指導案が活用された。

特別支援学校

- ○竹島の日の週に実施されたホームルーム活動で、「ホームルーム活動 (特別支援学校高等部)」の学習指導案が活用された。
- ○高等部の生活単元学習の時間に「ホームルーム活動(特別支援学校高等部)」の学習指導案が活用された。
- ○高等部の産業社会と人間の時間に「公民科 現代社会または政治・経済」の学習 指導案が活用された。
- ○高等部の国語の時間に掲載されている資料が活用された。

3 平成25年度「竹島に関する学習」実施状況調査から

島根県教育委員会では、平成17年度から島根県内のすべての公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象として、竹島の日前後及びそれ以外の時期における各校の指導状況について調査を実施している。

平成25年度末に義務教育課が実施した平成25年度の県内の市町村立の小学校・中学校における「竹島に関する学習」の実施状況調査と、高校教育課が実施した平成25年度の県内の公立高等学校及び県立特別支援学校における「竹島に関する学習」の実施状況調査の結果は次のとおりである。

(1)小学校の実施状況

実施状況

島根県内の公立の小学校 216校 / 220校 (実施率98.2%)

平成25年度に竹島に関する学習を実施しなかった学校のうち2校は複式学級を有しており、平成24年度の授業で実施されていた。また、残りの2校は分校で、児童が短期間しか在籍しなかったため、竹島に関する学習が実施されなかった。よって実質的な実施率は、100.0%である。

②実践例(実施された学年・教科・単元等)

- ○第4学年の社会「わたしたちの県」の単元で、地図を活用した学習が実施された。
- ○第5学年の社会「わたしたちの国土」の単元で、「竹島学習リーフレット」を活用した 学習が実施された。
- ○第6学年の社会「戦後の歴史」の単元で、領土問題を調べて発表する学習が実施された。
- ○第6学年の社会「世界の中の日本」の単元で、「竹島学習副教材DVD」を活用した学習が実施された。
- ○第1学年に『メチのいた島』を読み聞かせる取組が実施された。
- ○第1学年、第2学年の朝礼の時間に竹島の日について知らせる取組が実施された。

- ○第3学年の道徳の時間に、竹島を大切に思う人物に共感する主人公が登場する「おっきいじいちゃんの島」という自作の資料を使ってふるさとを愛する心を育てる取組が 実施された。
- ○第3学年・第4学年の複式学級で、新聞記事を読んで竹島についてどのような問題が発生しているかを話し合う学習が実施された。
- ○第3学年・第4学年の複式学級で、「きょう土を開く」というタイトルで、今津屋八右 衛門の功績について学ぶ取組が実施された。
- ○全校学習として『メチのいた島』を教材に、竹島の歴史や自然、竹島問題と解決法 について考えたり話し合ったりする取組が実施された。
- ○『メチのいた島』の作者である杉原由美子さんを招き、全校生徒の前で読み聞かせ をしてもらう取組が実施された。
- ○竹島資料館へ見学に行き、そこで学んだことを全校朝会で発表する取組が実施された。
- ○「竹島学習副教材DVD」を活用した保護者対象の公開授業が実施された。

(2)中学校の実施状況

①実施状況

島根県内の公立の中学校 100校 / 100校 (実施率100.0%)

- ②実践例(実施された学年・教科・単元等)
 - 〇第1学年の社会地理的分野「日本の範囲」の単元で、「竹島学習副教材DVD」を活用した学習が実施された。
 - ○第1学年の社会歴史的分野「日本の領域の特色を見てみよう」の単元で、「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールの応募作品を書かせる取組が実施された。
 - ○第2学年の社会歴史的分野「近代国家への歩み」の単元で、日本の国境の画定について 学習する際に、竹島が日本の領土であることを確認する取組が実施された。
 - ○第2学年の社会歴史的分野「サンフランシスコ平和条約と竹島」の単元で、「15歳の 提言」として平和的な解決への具体案を意見交換する取組が実施された。
 - ○第2学年の社会歴史的分野で『ふるさと読本もっと知りたいしまねの歴史』と「竹島学習副教材DVD」を活用した学習が実施された。
 - ○第3学年の社会公民的分野「現代の民主政治と社会」の単元で、地方自治の制度について学習する際に、「竹島の日条例」を紹介し、条例の意義と竹島問題について考える取組が実施された。
 - ○第3学年の社会公民的分野「現代社会とわたしたち」の単元で、「竹島学習副教材D VD」を視聴し、班ごとにグループ学習を行い、各班の意見を発表する取組が実施 された。
 - ○第3学年の社会公民的分野「主権国家と国際社会」の単元で、「竹島・北方領土問題を 考える」中学生作文コンクールの応募作品を書かせる取組が実施された。

- ○第3学年の社会公民的分野「国際社会における国家」の単元で、「竹島学習リーフレット」を活用して自分たちでできることを議論する取組が実施された。
- ○地域住民も参加した全校集会で、校長が「竹島問題と日韓関係」というテーマで 講義をする取組が実施された。
- ○第1学年に対して竹島についての調べ学習を夏休みの課題として課す取組が実施された。
- ○全校集会で紙芝居を通して竹島について理解を深める取組が実施された。

(3) 高等学校の実施状況

①実施状況

島根県内の公立の高等学校・特別支援学校 52校 / 52校 (実施率100.0%)

②実践例(実施された学年・教科・単元等)

高等学校

- ○竹島の日の週の現代社会、地理Aの授業中に竹島の日についての新聞記事を読ませ、感想と解決するための自分の意見を書かせる学習が実施された。
- ○竹島の日の週に実施されたホームルーム活動で、『高等学校・特別支援学校における 竹島学習のあり方について』を活用した竹島問題の今後を確認・考察する学習が実施さ れた。
- ○竹島の日の週の朝礼・終礼の時間に『高等学校・特別支援学校における竹島学習のあり方について』や「竹島学習リーフレット」を活用した学習が実施された。
- ○竹島の日の週の朝読書の時間に「竹島学習リーフレット」を参考に作成されたプリントを読む取組が実施された。
- ○竹島の日の週の昼休みの全校放送(放送部による「お昼の放送の時間」)で竹島問題について説明する取組が実施された。
- ○図書館内に竹島に関する特設コーナーを設けて関係書籍を利用しやすいようにま とめて展示する取組が実施された。
- ○定時制課程の特別活動の時間に「竹島学習副教材 DVD」を活用した学習が実施された。
- ○通信制課程のスクーリングの際にプリントによる学習が実施された。

特別支援学校

- ○高等部の産業社会と人間の時間に新聞記事を活用した学習が実施された。
- ○高等部の生活単元の時間に「島根を知ろう」をテーマに竹島について確認する学 習が実施された。
- ○小学部の5・6年生の社会科で、「竹島学習リーフレット」を活用した学習が実施された。
- ○小学部で、『メチのいた島』をもとに作成されたマルチメディアデイジー図書を活

4 考察

平成25年2月、内閣官房に「領土・主権対策企画調整室」が設置されて以降、政務三役の「竹島の日」式典への出席、文部科学省による「中学校学習指導要領解説」と「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂、外務省による「竹島問題10のポイント」の改訂とホームページへの啓発動画の掲載など、竹島問題についての政府の対応が大きく変わってきており、国民の竹島問題についての関心も高まってきている。

島根県内の小学校・中学校・高等学校の平成25年度の「竹島に関する学習」実施状況を調査したところ、自作の教材を使用して、道徳の時間に竹島に関する学習を実践した取組や、『メチのいた島』をもとに作成したマルチメディアデイジー図書を活用した取組など、島根県教育委員会が配付している「竹島学習副教材DVD」、「竹島学習リーフレット」、『ふるさと読本もっと知りたいしまねの歴史』の活用にとどまらない新しい取組も報告された。世論の高まりにより、竹島に関する学習に意欲的に取り組もうとする指導者が育ってきていることがうかがえた。

島根県教育委員会は指導者に対して、「竹島問題について正しく理解すること」、「竹島に関する学習の機会を充実させること」、「子どもたちの領土問題を解決しようとする意欲を高めること」ができる資質を求めている。全ての学校、地域で温度差なく指導者がそうした資質をもつことができるよう、研修や教材について、一層充実させることが今後の課題であると考える。

5 まとめ

平成26年1月28日に、我が国の領土に関する教育や自然災害における関係機関の役割等に関する教育の一層の充実を図るため、「中学校学習指導要領解説」(平成20年7月)のうち社会編の一部及び「高等学校学習指導要領解説」(平成21年12月)のうち地理歴史編及び公民編の一部が改訂された。

例えば、高等学校学習指導要領解説 地理歴史編 地理Bには「…我が国が当面する領土問題については、北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めいること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。」と示されているが、今回の改訂により島根県以外の都道府県において、より一層充実した竹島に関する学習が実施されることが期待される。一方、島根県においては、竹島に加え、北方領土や尖閣諸島に関する学習のより一

層の充実を図っていく必要がある。

そのため、教育指導課では我が国の領土に関する学習の一層の充実を目的として、「領土に関する教育ハンドブック」(仮称)を平成26年度中に作成することとしている。